

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

相続等で農地を取得した場合には、農業委員会の許可は不要ですが、届出が必要です。
(権利を取得した土地が農地でない場合は不要です。)

◎届出の期間

権利を取得したことを知った日から10か月以内に下記の必要書類をご提出ください。

◎必要な書類

1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (様式第3号の1) 1部

※受付印が押された届出書の写しを希望される人は、2部必要となります。

2. 委任状 (代理人が届出をする場合) 1部

委任状の様式はHPで公開しています。

※本人確認できるものをご持参ください

◎受付は随時行っています。

問合せ先：泉佐野市農業委員会事務局 ☎：072-463-1212 (内線 2261・2262)